

電気通信大学社会連携センター運営委員会規程

平成21年 4月 1日

改正

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成26年 5月21日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学社会連携センター規程第10条第2項の規定に基づき、電気通信大学社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) 地域との連携に関すること。
- (3) センターの構成員に関すること。
- (4) その他社会連携に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 社会連携スタッフ
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の事務)

第9条 委員会に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。